

宮城の安全・安心な野生山菜・きのこ類採取・出荷管理実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、野生山菜・きのこ類の出荷制限指示及び自粛の解除（一部解除を含む。以下同じ。）後における採取・出荷者の認証登録（以下「認証登録」という。）及び出荷管理方法について必要な事項を定めるものとする。

(対象区域)

第2 この要綱は、野生山菜・きのこ類の出荷制限指示及び自粛が解除された市町（以下「対象市町」という。）に適用する。

(対象品目)

第3 この要綱の対象品目は、販売を目的として、対象市町内から採取・出荷する野生山菜・きのこ類のうち、別表1の品目とする。なお、非破壊検査による一部解除の対象品目については、別表2の品目とする。

(採取・出荷者管理台帳及び認証登録)

第4 対象市町は、県並び管内の農業協同組合及び特用林産物取扱実績のある農林産物直売所等（以下「流通関係者等」という。）と連携し、管内の採取・出荷者に対し出荷再開の意向及び採取・出荷情報等を調査するとともに、必要な指導を行うものとする。

2 出荷再開を希望する採取・出荷者は、認証登録申請書（様式第1号の1）を対象市町に提出するものとする。

3 前項により認証登録申請書の提出を受けた対象市町は、出荷再開を希望する採取・出荷者を採取・出荷者管理台帳（様式第2号）（以下「台帳」という。）に取りまとめ、様式第3号により県地方振興事務所又は県地方振興事務所地域事務所（以下「県事務所」という。）に提出するものとする。

4 県事務所は、提出書類の内容を確認したうえで、県林業振興課に送付するものとする。

5 県林業振興課は、出荷可能と認められる採取・出荷者に認証登録番号を付し、台帳に登録し、登録証明書（別紙様式1）を発行するとともに、台帳に登録された者（以下「認証登録者」という。）に対し、様式第4号の1若しくは様式第4号の2により通知するものとする。

併せて、対象市町及び出荷先が所在する市町村（以下「関係市町村」という。）に周知する。

6 県林業振興課は、認証登録情報の共有を図るため、台帳の写しを県事務所並びに対象市町及び関係市町に送付し、当該機関は連携して管理を行うものとする。また、対象市町及び関係市町は、流通関係者等に周知する。

7 認証登録者が登録内容を変更する場合は、認証登録変更申請書（様式第1号の2）を対象市町に提出するものとし、提出後の事務については、第3項から第6項までの規定を準用する。

(認証登録者の責務)

第5 認証登録者は、本要綱に基づき採取・出荷管理を遵守しなければならない。

- 2 認証登録者は、第7の出荷前検査、定期検査及び確認検査に協力しなければならない。

（出荷管理の実施）

第6 県及び対象市町は、流通関係者等と連携し、認証登録者以外の採取・出荷物を取り扱わないよう指導及び監視する。

- 2 認証登録者の採取・出荷物には、販売単位毎に品目、採取地、採取日並びに認証登録者の住所及び氏名を表示し、認証登録された販売施設等に限定して販売するものとする。

（検査の実施）

第7 県は、野生山菜・きのこ類の採取・出荷時期に合わせ、適期に出荷前検査を行い、基準値以下であることを確認する。

- 2 出荷前検査は、対象市町あたり3検体以上とする。
- 3 出荷期間中は、対象市町当たり、週1検体の定期検査を実施する。
- 4 安全性を確保するため、過去の検査で50Bq/kgを超えた採取地及び過去に検査を行っていない採取地の野生山菜・きのこ類については、出荷前に確認検査を行い、基準値以下であることを確認するものとする。
- 5 県は、検査の結果、基準値を超過した場合は、速やかに該当市町及び採取・出荷者に出荷自粛を要請するとともに、基準値を超過した出荷物を回収、廃棄させる。また、採取・出荷の状況を調査し、原因の究明と再発防止を指導する。

第7の2 非破壊式放射能測定装置（以下「非破壊機」という。）による一部解除については以下のとおりとする。

- 2 県は市町村と連携して、非破壊機によるスクリーニング検査及び3検体以上の精密検査を行い、基準値以下であることを確認したうえで出荷する。
- 3 出荷期間中は、対象市町村当たり、週1検体の精密検査を実施する。
- 4 市町村は非破壊機によるスクリーニング検査を実施し、県の出荷・検査方針に定めるスクリーニングレベル以下であることが確認されたもののみを出荷可能とし、出荷に当たり全ての出荷物について出荷単位毎に検査番号による管理を行い、これを記した出荷・販売台帳（様式第2号の2）を作成する。
- 5 検査済みの採取・出荷物は、包装パッケージ等に、販売単位毎に品目、採取地、採取者の住所・氏名、検査番号及び放射性物質が基準値以下である旨を表示する。
- 6 市町村はスクリーニングレベルを超過した検体が誤って出荷されないよう、個体番号等を元に検査結果と現物を照合し、廃棄したことを確認する。
- 7 県は、非破壊検査において、スクリーニングレベルを超過したものについて、原子力災害対策本部の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づくモニタリングに必要な数について、精密検査を実施し、検査後の検体は廃棄処分とする。

（認証登録の取消し）

第8 県は、認証登録が不適当であると認めたときは、認証登録を取り消すものとし、認証登録者に様式第5号により通知するものとする。

- 2 認証登録の不適当とは、次の場合をいう。
 - (1) 本要綱の規定を意図的に遵守しないとき。
 - (2) その他知事が不適当と認めたとき。
- 3 第1項の通知を受けた認証登録者は、出荷物を回収するものとする。
- 4 第1項により認証登録を取り消された者の再登録は、原則として認めないものと

する。

（採取・出荷者認証登録の抹消）

第9 採取・出荷を中止した認証登録者は、速やかに採取・出荷中止届（様式第6号）により対象市町を経由し、県事務所に報告しなければならない。

2 前項の報告があったとき、県林業振興課は認証登録内容を抹消し、届出者並びに対象市町及び関係市町村に様式第7号により通知するものとする。

3 台帳の送付については、第4第3項及び第4項を準用する。

（認証登録証明書の再発行）

第10 紛失等により登録証明書の再発行が必要となった認証登録者は、速やかに再発行届（様式第8号）により対象市町を経由し、県事務所に報告しなければならない。

2 前項の届出があったとき、県林業振興課は認証登録者であることを確認したうえ、登録証明書を再発行し、届出者及び対象市町に通知するものとする。

（その他）

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表 1

（対象品目）

品 目
くさそてつ（ごみ）
こしあぶら
たらのめ
ぜんまい
わらび
野生きのこ

別表 2

（非破壊検査の対象品目）

品 目
まつたけ
野生きのこのうち、 なめこ、ならたけ、 むきたけ

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年7月12日から施行する。

この要綱は、令和4年2月2日から施行する。

この要綱は、令和5年10月10日から施行する。